

奨学のための給付金制度(早期申請)のお知らせ

奨学のための給付金とは・・・高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、給付金(返還不要)を支給する制度です。

※授業料支援(実質無償化)とは別の制度です。

●給付対象の条件について《以下(A)~(C)を満たす方》

(A) 保護者の住所が和歌山県内である。

(B) 令和7年度分保護者全員の住民税所得割額(道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額)が182,500円未満の世帯である。

(B)の確認方法はこちら参照

(C) 生徒本人が①~⑦のいずれかである。

①日本国籍 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等

⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者※ ⑦家族滞在※

※⑥⑦については条件があります。詳細は ホームページ でご確認ください。

●早期申請について(今回のご案内)

新1年生に限り、通常申請の前に、早期申請をすることができます。

早期申請(今回募集)【令和7年度の課税状況】

・・・3ヶ月分のみ先に受給できる。

※残りの9ヶ月分の受給には通常申請が必須です。

合わせて2回申請していただくことになります。

通常申請(7月中旬から募集予定)【令和8年度の課税状況】

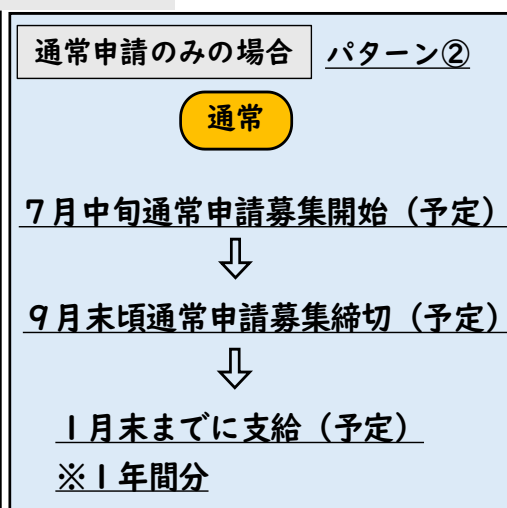
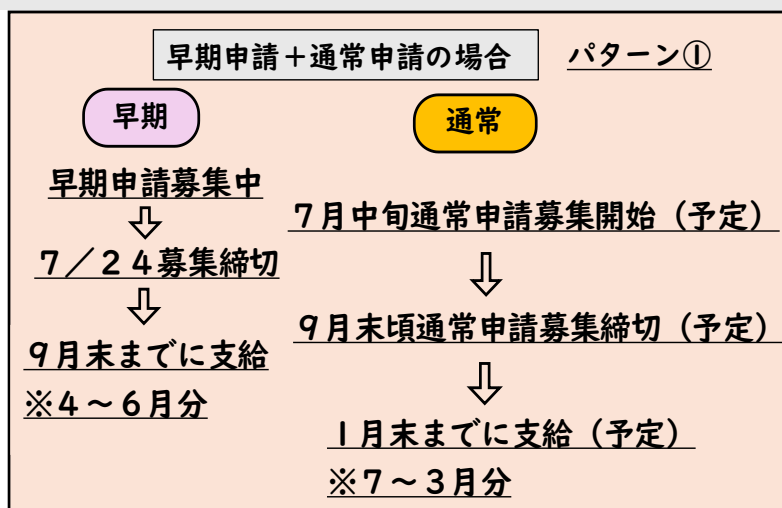
・・・1年間分の金額をまとめて受給する。

※早期申請者は9ヶ月分の受給

通常申請のみの場合は
手続きは1回



●申請スケジュールについて(以下の2つのパターン)



●支給額について

申請パターン別支給額早見表		早期申請+通常申請(パターン①)		通常申請のみ (パターン②)
		早期申請 (4~6月分) 9月末支給予定	通常申請 (7~3月分) 1月末支給予定	(1年間分) 1月末支給予定
課程	世帯区分			
全 日 制 ・ 定 時 制	生活保護(生業扶助)受給世帯	8,075円	24,225円	32,300円
	住民税所得割額0円	35,925円	107,775円	143,700円
	住民税所得割額 100円以上105,500円未満	11,975円	35,925円	47,900円
	住民税所得割額 105,500円以上182,500円未満	8,982円	26,948円	35,930円
通 信 制	生活保護(生業扶助)受給世帯	8,075円	24,225円	32,300円
	住民税所得割額0円	12,625円	107,775円	50,500円
	住民税所得割額 100円以上105,500円未満	4,208円	12,622円	16,830円
	住民税所得割額 105,500円以上182,500円未満	3,158円	9,472円	12,630円

※通常申請時には、早期申請で受給した金額を差し引いて支給します。

●申請書類の入手方法

- ・学校に申し出て受け取る(県内の高校に在学の場合)
- ・ホームページからダウンロード(印刷可)

●申請書類の提出先について

県内の高校に在学：学校へ申請書を提出してください。

県外の高校に在学：下記問い合わせ先まで直接提出してください。

早期申請募集締切：令和8年7月24日(金)

問い合わせ先 和歌山県教育委員会生涯学習課奨学班
電話番号：073-441-3663